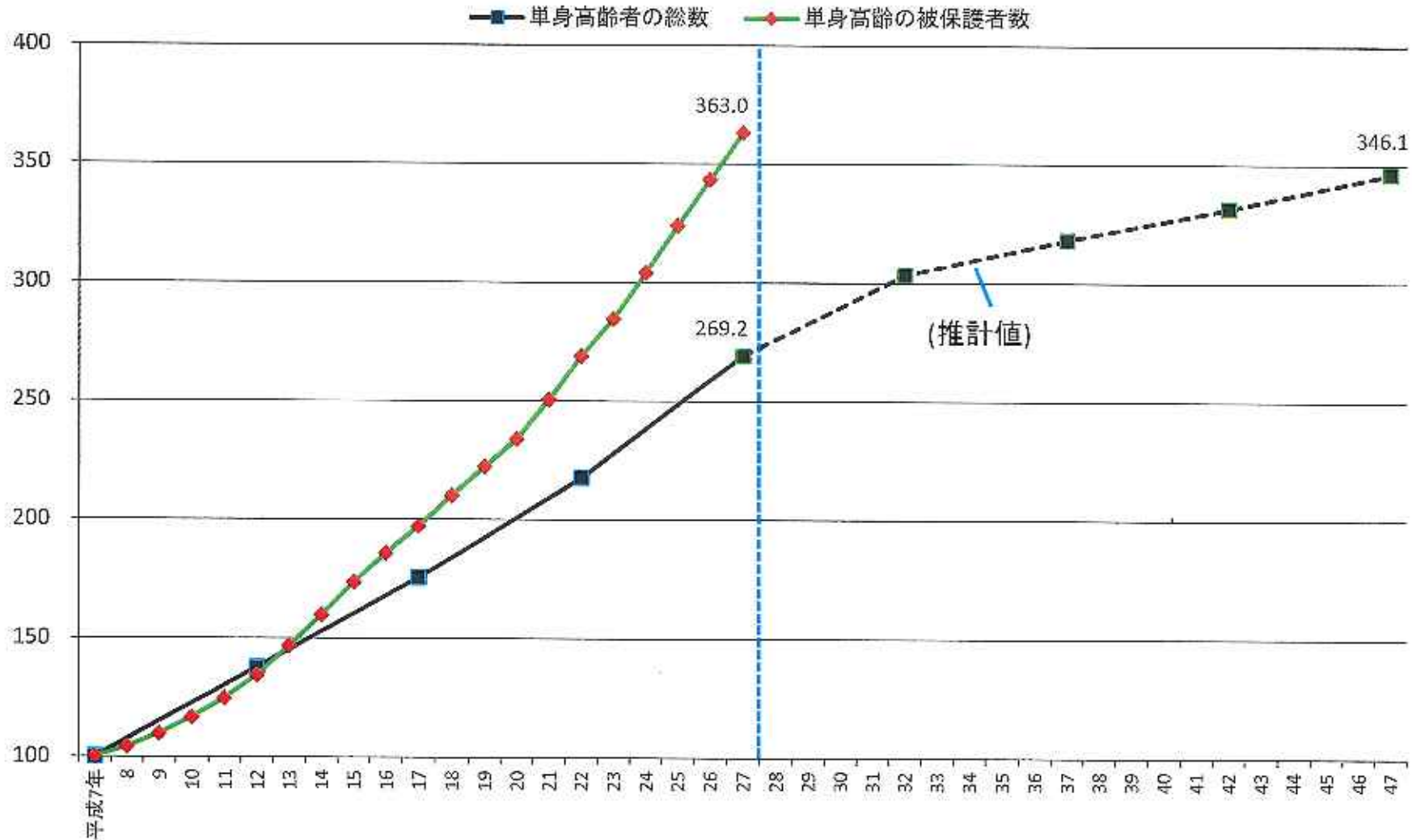


11月24日にご依頼いただいた資料について

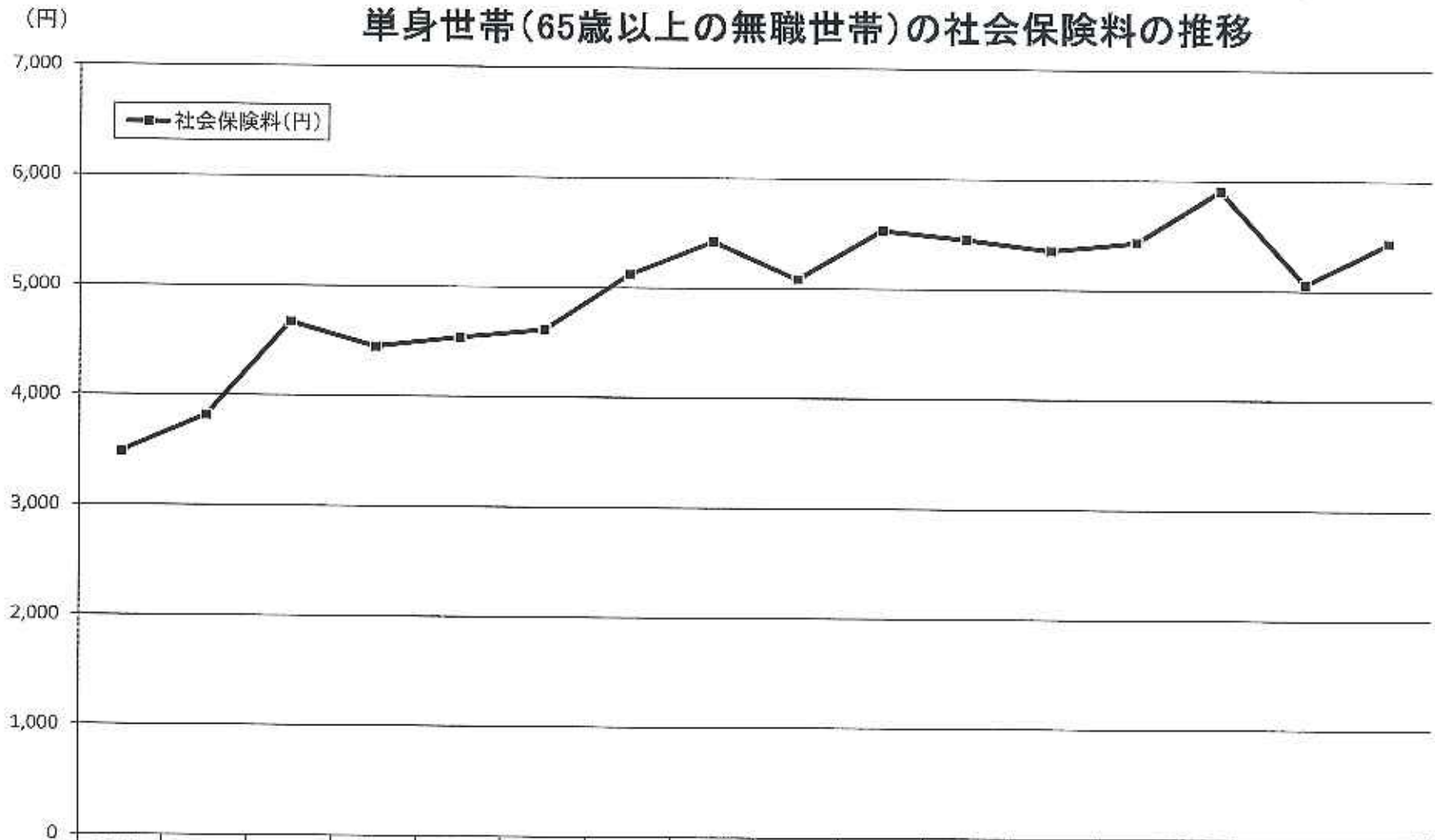
平成28年11月24日
厚生労働省 社会・援護局保護課

単身高齢者(総数及び被保護者数)の伸び率(平成7年を100として算出)



資料:実績値は国勢調査(総務省)、被保護者調査(平成23年以前は被保護者全国一斉調査)(厚生労働省)
推計値は日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25年1月推計)(国立社会保障・人口問題研究所)

単身世帯(65歳以上の無職世帯)の社会保険料の推移



	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
社会保険料(円)	3,487	3,819	4,669	4,448	4,535	4,610	5,122	5,423	5,085	5,531	5,454	5,356	5,433	5,905	5,061	5,433

(年)

【出典】「家計調査」(総務省統計局)
(注)平成12~13(2000~2001)年は単身世帯収支調査

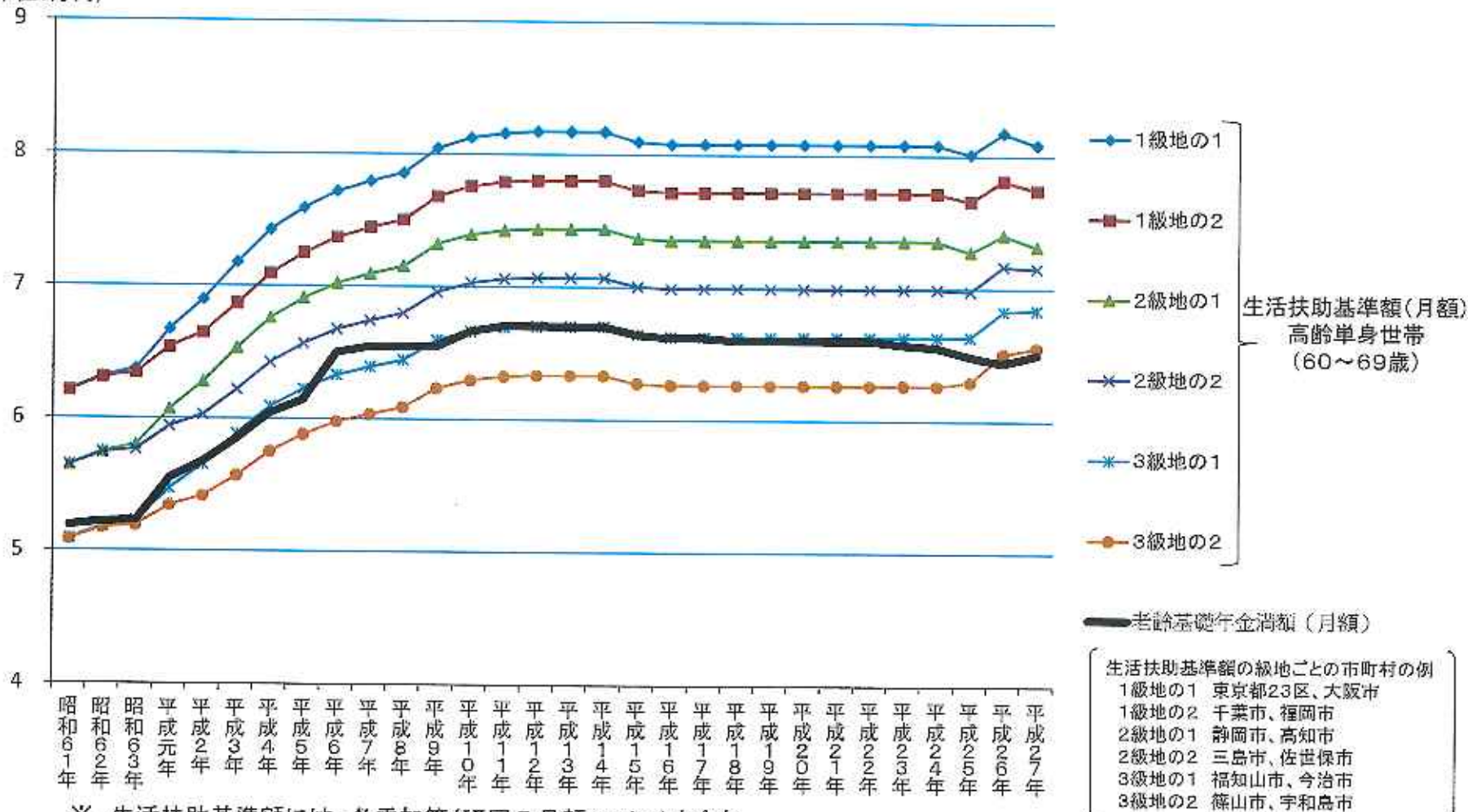
11月22日にご依頼いただいた資料について

平成28年11月24日
厚生労働省 社会・援護局保護課
年金局年金課

基礎年金と生活扶助基準額の推移

◎ 生活保護と公的年金の役割が異なることから、生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないことに留意。

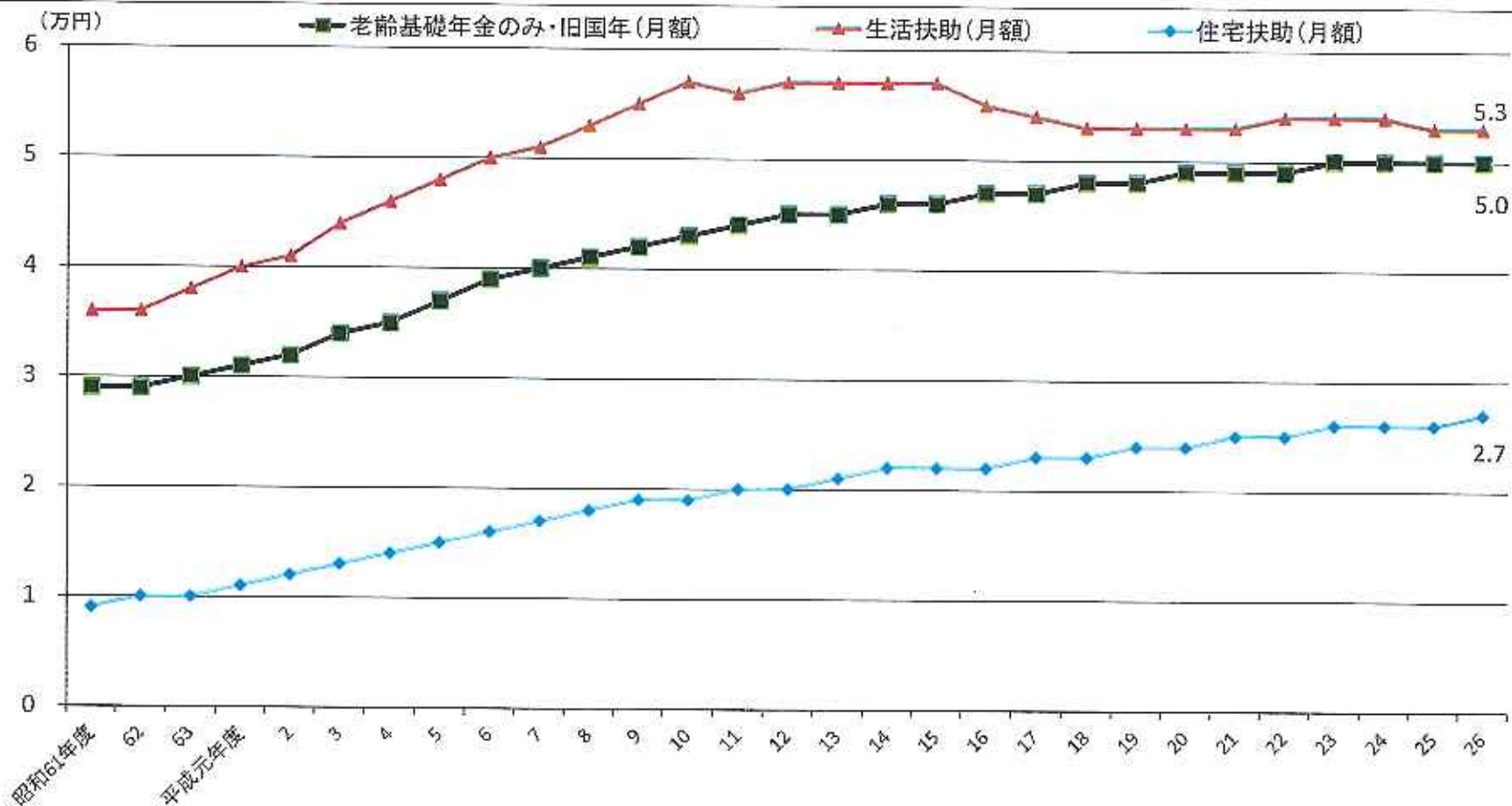
(単位:万円)



※ 生活扶助基準額には、冬季加算(VI区の月額×5/12)を含む。

基礎年金と生活保護(生活扶助及び住宅扶助)の受給者1人当たり支給額の推移

○ 生活保護と公的年金の役割が異なることから、生活保護の支給額と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないことに留意。

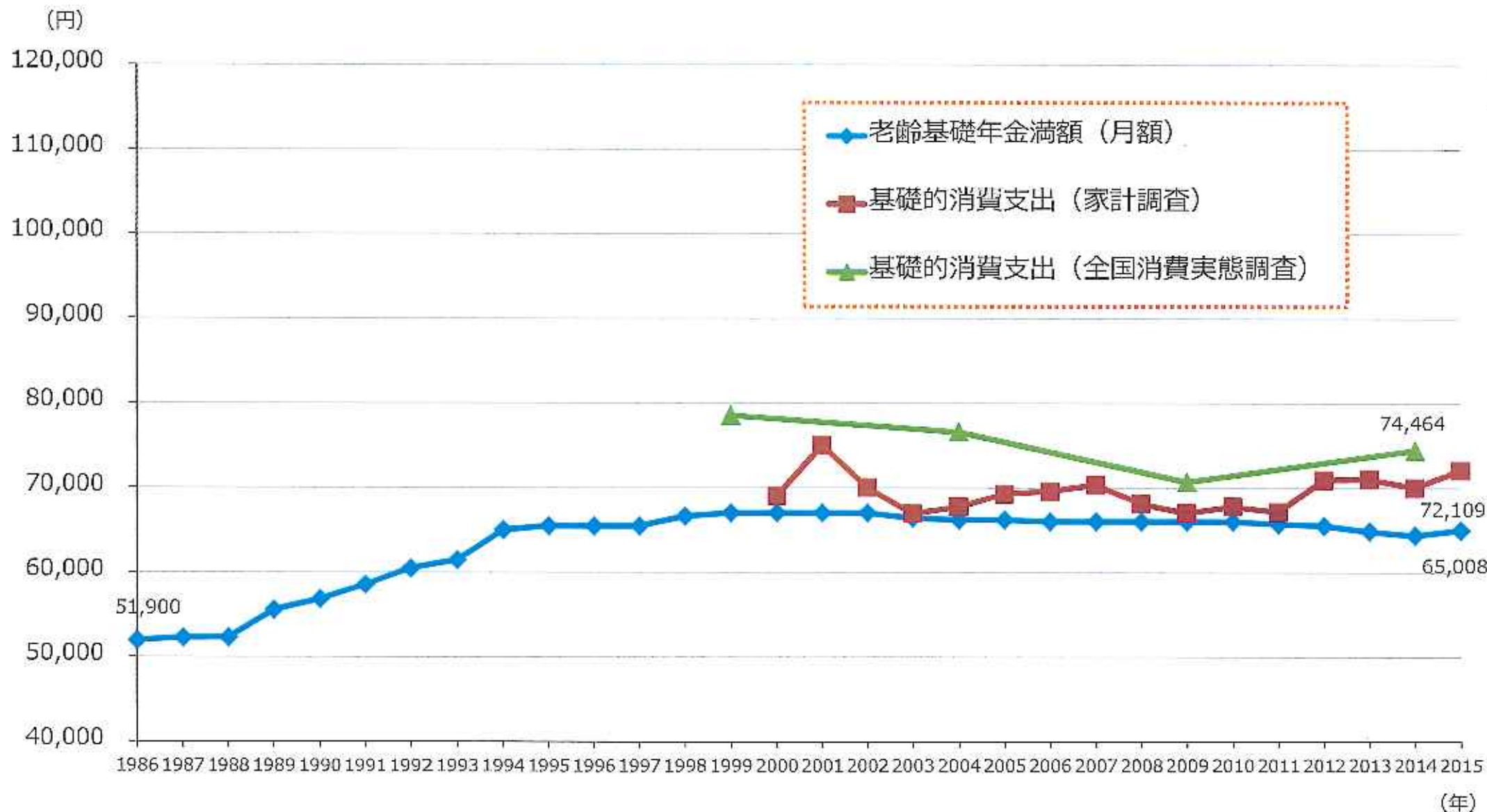


資料:厚生年金保険・国民年金事業年報、被保護者調査、生活保護費経理状況報告

注:受給者1人当たり生活保護支給額は、それぞれの扶助の総額を、扶助を決定した世帯の世帯員数で割ったもの。

基礎年金と単身・無職世帯(65歳以上)の基礎的消費支出の推移

平成28年11月24日
厚生労働省年金局年金課



【出典】「家計調査結果」(総務省統計局)、「全国消費実態調査結果」(総務省統計局)

(注1)「基礎的消費支出」とは、世帯の消費支出のうち「食料」、「住居」、「光熱・水道」、「家具・家事用品」、「被服及び履物」の項目の金額を合計したもの。

(注2)「基礎的消費支出」(家計調査)については、家計調査結果で公表している2000年以降としている。

(注3)「基礎的消費支出」(全国消費実態調査)については、全国消費実態調査結果で集計されている1999年、2004年、2009年、2014年としている。

基礎年金と単身・無職世帯(65歳以上)の基礎的消費支出の推移

(単位:円)

年 (年金額については年度)	老齢基礎年金満額 (月額)	基礎的消費支出 (家計調査)	基礎的消費支出 (全国消費実態調査)
1986	51,900		
1987	52,208		
1988	52,267		
1989	55,500		
1990	56,775		
1991	58,500		
1992	60,442		
1993	61,442		
1994	65,000		
1995	65,458		
1996	65,458		
1997	65,458		
1998	66,625		
1999	67,017		78,550
2000	67,017	69,046	
2001	67,017	75,048	
2002	67,017	70,034	
2003	66,417	66,949	
2004	66,208	67,768	76,606
2005	66,208	69,285	
2006	66,008	69,605	
2007	66,008	70,355	
2008	66,008	68,136	
2009	66,008	67,053	70,677
2010	66,008	67,819	
2011	65,741	67,184	
2012	65,541	70,955	
2013	64,875	71,062	
2014	64,400	70,053	74,464
2015	65,008	72,109	

【出典】「家計調査結果(家計消費状況)」、「全国消費実態調査結果(全国消費実態調査)」

【注1】「基礎的消費支出」とは、世帯の消費支出のうち「食料」、「住居」、「衣服・水道」、「娯楽・娯楽用品」、「保健及び医療」の項目の合計を指し、その中、「基礎的消費支出」(家計調査)については、家計調査結果で公表している2000年以降としている。

【注2】「基礎的消費支出」(家計調査)については、全国消費実態調査結果で公表されている1999年、2004年、2009年、2014年としている。

年齢階級別保護率の推移

		(%)									
受給	総数	19歳以下	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	60~64	65~69	65歳以上	70歳以上
7年	0.68	0.54	0.12	0.28	0.53	0.90	1.28	1.24	1.31	1.55	1.68
8年	0.68	0.54	0.12	0.28	0.53	0.89	1.30	1.26	1.34	1.54	1.65
9年	0.69	0.54	0.13	0.29	0.53	0.88	1.33	1.29	1.38	1.55	1.64
10年	0.72	0.56	0.13	0.30	0.54	0.87	1.40	1.34	1.46	1.59	1.65
11年	0.76	0.61	0.14	0.32	0.56	0.91	1.49	1.42	1.57	1.64	1.68
12年	0.81	0.67	0.16	0.35	0.57	0.95	1.57	1.47	1.68	1.71	1.73
13年	0.87	0.72	0.17	0.38	0.59	1.00	1.65	1.51	1.81	1.80	1.80
14年	0.93	0.79	0.19	0.42	0.62	1.06	1.77	1.61	1.93	1.90	1.89
15年	1.01	0.88	0.21	0.46	0.67	1.14	1.87	1.68	2.09	2.01	1.98
16年	1.08	0.95	0.22	0.50	0.70	1.20	1.97	1.76	2.21	2.11	2.07
17年	1.12	0.99	0.23	0.52	0.73	1.22	2.03	1.85	2.24	2.15	2.12
18年	1.15	1.01	0.24	0.52	0.76	1.24	2.07	1.89	2.26	2.21	2.18
19年	1.18	1.01	0.24	0.53	0.77	1.27	2.04	1.80	2.29	2.25	2.23
20年	1.20	1.02	0.25	0.54	0.80	1.29	2.01	1.81	2.24	2.28	2.29
21年	1.31	1.10	0.30	0.61	0.93	1.43	2.13	1.93	2.35	2.37	2.38
22年	1.47	1.25	0.38	0.70	1.10	1.62	2.34	2.14	2.59	2.51	2.48
23年	1.58	1.34	0.45	0.76	1.23	1.73	2.52	2.36	2.73	2.63	2.60
24年	1.64	1.36	0.47	0.78	1.27	1.75	2.59	2.50	2.71	2.70	2.70
25年	1.67	1.33	0.49	0.78	1.28	1.75	2.64	2.54	2.75	2.76	2.77
26年	1.67	1.29	0.48	0.76	1.27	1.73	2.66	2.57	2.74	2.80	2.83
27年	1.67	1.24	0.48	0.75	1.26	1.72	2.67	2.53	2.79	2.89	2.93

高齢者の生活保護に関する機械的試算

高齢者の生活保護受給者の捕捉率が100%となった場合の生活保護事業予算の増加分は、

最大 3.4兆円増/年

【試算の前提】

<捕捉率について>

- 民主党政権のナショナルミニマム研究会の最新のデータに基づく生活保護の捕捉率を使用
平成19年国民生活基礎調査に基づく低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)で資産と所得を考慮した場合の捕捉率は32.1%
よって概ね捕捉率を1/3とする

<積算>

- 高齢者(65歳以上)の捕捉率が100%となると仮定すると、生活保護を受給する高齢者が3倍に増えることになる。(補足率が1/3なので捕捉率が100%になる場合は生活保護を受給する高齢者数は3倍となる)
- 現在の高齢者の人数の生活保護に占める割合は45.5%(厚労省保護課)

以上を踏まえ、機械的に現在の高齢者の生活保護予算を以下のように算出すると

3.8兆円(2016年度生活保護全体の事業費予算)×45.5%=1.7兆円

この高齢者の生活保護予算が3倍になると

1.7兆円×3=5.1兆円

現在の生活保護予算よりも増額する金額は

5.1兆円-1.7兆円=3.4兆円

調査結果概要

厚生労働省作成資料

- 平成16年全国消費実態調査による推計結果のほうが、平成19年国民生活基礎調査による推計結果よりも低所得世帯率は小さく、低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は大きい傾向がみられる。これは、前者のほうが後者よりも世帯当たりの年間収入と貯蓄現在高の推計値が高いことによると考えられる(いわゆる「統計のクセ」※両調査の比較については11頁参照)。

平均年間収入 第1-5位位の境界値 平均貯蓄現在高

平成16年度全国消費実態調査	598万円	287万円	1,425万円
平成19年度国民生活基礎調査	567万円	214万円	1,143万円

- また、保護世帯比の推計に当たり、生活保護基準未満の世帯は全て生活保護を受給していないと仮定している(注)。

このため、低所得世帯に被保護世帯が含まれている場合には、保護世帯比は過小評価されることとなる。

(注) 年間収入には生活保護費を含めた社会保険給付費が含まれる。ただし、収入額から生活保護費を分離することが可能であり、単票データから生活保護受給の有無を判定できない。

	低所得世帯率		低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)	
	所得のみ	資産 ^{※1} を考慮	所得のみ	資産 ^{※1} を考慮
H16全国消費実態調査 最低生活費1 (生活扶助+教育扶助)	4.9%	0.3%	29.6%	87.4%
H16全国消費実態調査 最低生活費2 (最低生活費1+住宅扶助)	6.7%	0.7%	23.8%	75.8%
H19国民生活基礎調査 (生活扶助+教育扶助+高等学校等就学費 ^{※2})	12.4%	4.8%	15.3%	32.1%

※1 資産には、保有する住宅・土地等の不動産や、自動車、資産等の資産の残価額は含まれない。また、家族からの扶養や稼働能力の有無などが不明であるため、上記低所得世帯が保護の受給要件を満たしているか否かは判断できない。さらに、仮に保護の要件を満たしている場合でも、生活保護受給世帯(いわゆる漏給)の割合を算出する際にはない(2ページ参照)。

※2 高等学校等就学費は平成17年度に創設された。

3. 国民生活基礎調査

- 最低生活費未満の世帯は、資産を考慮しないフロア所得のみで見えた場合、約597万世帯(12.4%)、資産を考慮した場合、約229万世帯(4.8%)と推定される。
- 世帯類型別に見ると、母子世帯の割合が最も高く、フロア所得のみの場合で63.1%、資産を考慮した場合で30.2%と推定される。
- 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は、フロア所得のみの場合で15.3%、資産を考慮した場合で32.1%と推定される。

	世帯数		被保護世帯数		低所得世帯率 ^①		低所得世帯率 ^②		保護世帯比 ^③	
	A	B	C	D	B/A	%	C/A	%	D/(B+D)	%
総数	4,802	597	229	108	12.4	4.8	15.3	32.1		
単身世帯	1,198	238	104	81	19.9	8.7	25.4	43.7		
高齢者世帯	439	106	44	44	24.2	10.1	29.5	50.0		
その他の世帯	759	132	60	37	17.4	7.9	21.7	37.9		
2人以上世帯	3,604	359	125	27	10.0	3.5	7.0	17.9		
高齢者世帯	474	35	14	5	7.3	3.0	13.5	27.5		
母子世帯	74	46	22	9	63.1	30.2	16.0	28.5		
その他の世帯	3,056	278	88	13	9.1	2.9	4.4	12.7		

(注) 「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成されている世帯が、これに18歳未満の者が加わった世帯をいう。「母子世帯」とは、現に配偶者がいない55歳未満の母親と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。
(資料) 平成19年国民生活基礎調査特別集計、平成19年被保護者全国一斉調査(個別調査)

107

年金抜本改革に関する経緯

- ◎3党合意により成立した社会保障制度改革推進法では
→公的年金制度について
「今後の公的年金制度については、財政の現況および見通し等を踏まえ、社会保障制度改革国民会議において議論し、結論を得ることとする」
- ◎平成25年8月6日社会保障制度改革国民会議報告書
★「年金制度については、どのような制度体系を目指そうとも必要となる課題の解決を進め、将来の制度体系については引き続き議論するという2段階のアプローチが必要」
- ★「併せて、低所得者に対するセーフティネットの強化に関しては、年金制度だけで対応するのではなく社会保障全体で対応すること、(中略)についても認識が共有された」
→年金制度の抜本改革について議論さえ未着手
- (国民会議報告書を受けて成立した社会保障プログラム法)
◎社会保障プログラム法(平成25年12月 最終改正平成28年6月)
第6条「高所得者の年金給付の在り方(及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方)の見直し→未着手

以上

20 歳前障害の障害基礎年金について
所得を確認できない期間がある場合の対応について

1 20 歳前障害の障害基礎年金の所得審査

20 歳前障害の障害基礎年金は所得制限があり、毎年、所得を証明する書類の提出が必要となっている。

所得審査は、概ね各都道府県単元に設置されている日本年金機構の事務センターにおいて行われ、書類不備の際はご本人に届け出の勧奨を行っている（前年以前の所得を証明する書類が提出されていない場合、前年以前の障害基礎年金も支給が可能でないか確認するため、当該年の所得に係る書類の勧奨も行っている）。

（注）東京都においては、勧奨業務は年金事務所が行っている。

2 20 歳前障害基礎年金に所得を確認できない期間がある事案の確認方法

日本年金機構の事務センター（東京都においては年金事務所を含む。）において、20 歳前の障害基礎年金に係る所得状況届を提出しなかったため、年金の支払いが差し止めとなっている者であって、翌年以降に所得状況届を提出しているが、当初の届を提出していないため、年金が差止となっている者について確認した。

3 確認結果

(1) 該当件数 34 件

(2) 所得状況届が提出されたが当該年度の年金が従前の年金とともに差止となつていた者の期間別の内訳

・平成 28 年 8～9 月分	27 件
・平成 27 年 8 月～平成 28 年 7 月分	1 件
・平成 27 年 8 月～平成 28 年 9 月分	4 件
・平成 26 年 8 月～平成 28 年 9 月分	2 件

（参考）20 歳前障害の障害基礎年金の支給件数：約 100 万件（平成 27 年 3 月）

4 確認結果を踏まえた対応

- (1) 該当者への支払い等
 - ・ 所得を確認できた期間の年金は、本年 12 月定期支払いで支払い予定。
 - ・ 所得を確認できない期間については、改めて所得の申告を勧奨する。

(2) 日本年金機構内の周知

- ・ 20 歳前障害基礎年金について、前年度の年金に係る所得が確認できない場合でも、当年度の年金に係る所得が確認できたものは、当年度の年金を支給すること等について、機構内で指示文書で指し文書を発出（11 月 24 日）。

20 歳前障害基礎年金の「所得状況届」の取扱いに関する指示の概要

20 歳前障害基礎年金の受給権者の方から、当年度の「所得状況届」の提出があった場合に、この方について、前年度の「所得状況届」が未提出である場合等の対応について、これまで明確な指示を行ってこなかったため、今後については、下記の取扱いとします。

記

1 「所得状況届」が未提出の場合は、「所得状況届」の提出を勧奨すること。未提出分の「所得状況届」が提出された場合は、その内容を審査し、差止解除を行うこと。

2 10 月定期支払に向けた提出×切日（平成 28 年度は 8 月 26 日）までに前年度以前の所得が確認できない場合において、当年度の「所得状況届」が提出されたときは、当年度の障害基礎年金の支払いを差し止めることがないよう、必要な書類を事務センターから本部へ送付すること。
なお、10 月定期支払の×切日以降に所得状況届が提出された場合の取扱いについても、同様とすること。

(注意点) 当年度の「所得状況届」提出者に対して、前年度以前分の「所得状況届」の提出がないことにより、当年度の支払を差し止めることがないよう、注意すること。

※平成 28 年 11 月 24 日付けで全拠点（年金事務所・事務センター）宛て
発出

○国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）抄

第三十条の四 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者が、障害認定日以後に二十歳に達したときは二十歳に達した日において、障害認定日が二十歳に達した日後であるときはその障害認定日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に障害基礎年金を支給する。

2 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者（同日において被保険者でなかつた者に限る。）が、障害認定日以後に二十歳に達したときは二十歳に達した日後において、障害認定日が二十歳に達した日後であるときはその障害認定日後において、その傷病により、六十五歳に達する日の前日までの間に、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に前項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

3 第三十条の二第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十六条の三 第三十条の四の規定による障害基礎年金は、受給権者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月まで、政令で定めるところにより、その全部又は二分の一（第三十三条の二第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金にあつては、その額から同項の規定により加算する額を控除した額の二分の一）に相当する部分の支給を停止する。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。